株式会社 みちのく銀行

「みちのくビジネスインターネットバンキング」に係る 不正払戻し被害補償の開始について

みちのく銀行(頭取 髙田 邦洋)は、平成26年12月1日(月)より法人向けインターネットバンキング「みちのくビジネスインターネットバンキング」において不正払戻し被害にあわれたお客さまに対し、下記のとおり被害補償を開始いたします。

当行ではこれまでも「ワンタイムパスワード」を導入するなど、セキュリティ強化に努めてまいりましたが、全国的にインターネットバンキングによる不正払戻し被害が増加していることを背景に、このたび不正払戻し被害にあわれた場合の被害補償を開始することといたしました。

みちのく銀行は、今後ともお客さまに安心してご利用いただくため、インターネットバンキングのセキュリティ強化およびサービス向上に努めてまいります。

記

1. 補償の内容

「みちのくビジネスインターネットバンキング」により不正払戻し被害にあわれた場合、 1 契約法人(個人事業主を含みます)あたり年間 1 , 0 0 0 万円を限度に被害を補償いたします。

2. 補償開始日

平成26年12月1日(月)

3. 補償について

みちのく銀行では、全国銀行協会の「法人向けインターネットバンキングに係る預金等の 不正な払戻しに関する補償の考え方」に基づき、被害にあわれたお客さまに対する補償を実 施いたします。なお、別紙の各項目等に該当する場合は、被害補償の対象外または補償額が 減額される場合があります。

以上

被害補償の対象外または補償額が減額となりうる主な場合

- 1. 当行が無償提供しているセキュリティ対策ソフト「PhishWallプレミアム」を ご利用いただいていない場合
- 2. インターネットバンキングに使用するパソコン(以下、単に「パソコン」という。)のOSやブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合
- 3. パソコンにインストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限 が経過したOSやブラウザ等を使用し続けている場合
- 4. パソコンに最新のセキュリティ対策ソフトを導入していなかった場合
- 5. パスワードの変更を定期的に行っていないなど、I Dおよびパスワード等を適切に管理されていない場合
- 6. 正当な理由なく、他人に I Dおよびパスワード等を回答してしまった場合
- 7. 取引通知のEメールアドレスを登録していない場合
- 8. 会社関係者の犯行であることが判明した場合
- 9. 他人に強要されたことにより不正払戻しが発生した場合
- 10. 他人へ譲渡、貸与または担保に差入れられたパソコン等が不正使用された場合
- 11. パソコンが盗難にあった場合において、I Dおよびパスワード等をパソコンに保存していた場合
- 12. 不正払戻しによる被害に気づいてから速やかに当行に対して通知がなされなかった場合
- 13. 警察に被害届を出されていない場合
- 14. 当行に対して被害調査にご協力いただけない場合または重要な事項について虚偽の説明がなされた場合
- 15. 地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれらに付随して行われた場合